

青森中央短期大学同窓会会則

第1条（名称及び事務所）

本会は青森中央短期大学同窓会（以下、本会とする）と称し、事務所を学内に置く。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成
- (2) 親睦会の開催
- (3) 会誌の発行その他本会の目的達成に必要な事業

第4条（会員の構成）

本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 青森中央女子短期大学・青森中央短期大学の卒業生
- (2) 特別会員 現旧教職員

第5条（役員の構成）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 総務会計 2名（内1名は大学側に委嘱する）

2. 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

第6条（役員の選出）

役員は、総会において正会員の中から選出する。ただし、総務会計の1名は会長が青森中央短期大学事務局職員から委嘱する。

第7条（任務）

役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。
- (3) 理事は会務を行う。
- (4) 監事は本会の会計を監査する。
- (5) 総務会計は本会の会計及び庶務を行う。

第8条（会議）

会議は、総会及び理事会とし、会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

2. 総会は次の事項を審議する。

- (1) 役員を選任
- (2) 予算及び決算の審議・承認
- (3) 会則の変更
- (4) その他重要事項

3. 理事会は会長が必要と認めるときに開催する。

第9条（経費）

本会の事業及び管理並びに運営に要する経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金

(3) その他の収入

2. 本会の会費の額並びに徴収方法は別に定める。

第10条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 (委 任)

この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この規約は平成18年10月21日から施行する。
2. 平成21年10月24日改正 (第5条 役員の構成)
3. 平成31年 4月 1日改正 (第9条 経費)